

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、府中市選挙管理委員会から報告があった。

令和四年三月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
府中市本山町老人集会所	府中市本山町 85 番地	令和 3 年 12 月 14 日